

第3章 計画の推進

第3章 計画の推進

本計画では個別施設ごとに今後の方向性とおおまかなスケジュールを示していますが、施設ごとに掲げた課題に、着実かつ実効ある取り組みを進め、次代の市民に健全な状態で公共施設を継承することが重要となります。

そのためには、計画を推進するうえで必要な様々な仕組みづくりを進めると同時に、市民の皆様との合意形成を図るための取り組みが必要不可欠となります。

本計画を推進するため、以下のような取り組みを展開します。

1 公共施設マネジメントを推進する態勢の整備

個別施設ごとに掲げた諸課題の解決を図り、公共施設の再編・再配置や適切な状態での保全を進めていくため、次のような取り組みを総合的に展開します。

① 情報の一元化

公共施設の再編・再配置と施設の最適な状態での保全を図っていくためには、施設の状態を常に把握できることが重要なことから、「公共施設マネジメントシステム」を活用し、情報の一元化を図ります。

② 施設の維持管理業務の集約化

現在、各施設の維持管理業務については、各施設担当課が適宜、目視により点検するとともに、必要な修繕等について事後的に対応しています。

こうした施設の点検を定期的に実施し、修繕等が必要な部位を早期に発見し、予防保全の視点を取り入れた包括管理業務委託が多くの自治体で導入されています。

公共施設を最適な状態で市民等に提供していくため、包括管理業務委託の導入を含め施設の維持管理業務の効率化について検討します。

③ 公共施設の管理運営手法の見直し

本計画の対象施設 504 施設の管理運営は、直営施設が 462 施設（うち業務委託 1 施設）、地域管理 13 施設、指定管理者制度導入施設 29 施設となっています。

改めて、施設の効果的・効率的な管理運営の観点から、上記の包括管理業務委託や指定管理者制度の活用など、民間活力を活用した管理運営手法の可能性について検討します。

また、既に指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者制度導入の必要性のほか、業務仕様書における目標の設定や依頼事業と自主事業の明確化、モニタリング評価の強化など、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

④ 財産処分・活用の仕組みづくり

個別施設計画に掲げた各施設の方向性を着実に推進することにより、地域や現在の指定管理者等への譲渡のほか、多くの遊休資産の処分が見込まれます。このため、公共施設を地域や民間事業者へ譲渡するにあたっての仕組みを構築します。

また、市民の税金を主たる財源としたことに鑑み、遊休資産の有効活用（処分も

含む)を図るため、遊休資産の全体像を整理し、サウンディング型市場調査等の手法を活用し、地域や民間事業者と対話するなかで有効活用を図っていく仕組みづくりを進め、実施します。

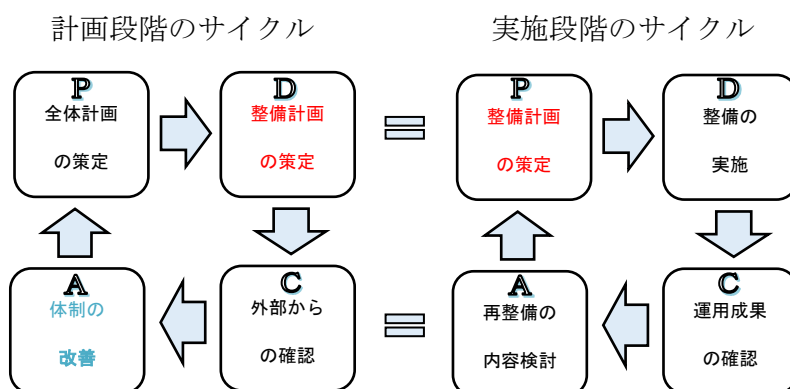
また、上記のように有効活用を図り、処分により得られた収入については、将来の公共施設の解体や大規模改修等の財源として使用できるように西予市公共施設整備基金に積み立てます。

⑤ P D C Aサイクルの確立

各施設の方向性に掲げた取り組みを推進する中では様々な課題が生じることが想定されます。

こうしたボトルネックの課題について協議・検討するとともに、計画の進捗状況等を定期的に検証するフォローアップ体制を構築し、計画の見直し等を適宜進め、P－D－C－Aサイクルを確立します。

まず、計画段階のサイクルの「体制を改善」(図)することにより「全体計画の策定」の品質があがり、その成果が整備計画の策定に反映され、整備計画の内容について「外部からの確認」をすることで、明確になった課題には「体制の改善」で対応します。計画段階の「体制の改善」を機能させて、実施段階のP D C Aサイクルに移行します。



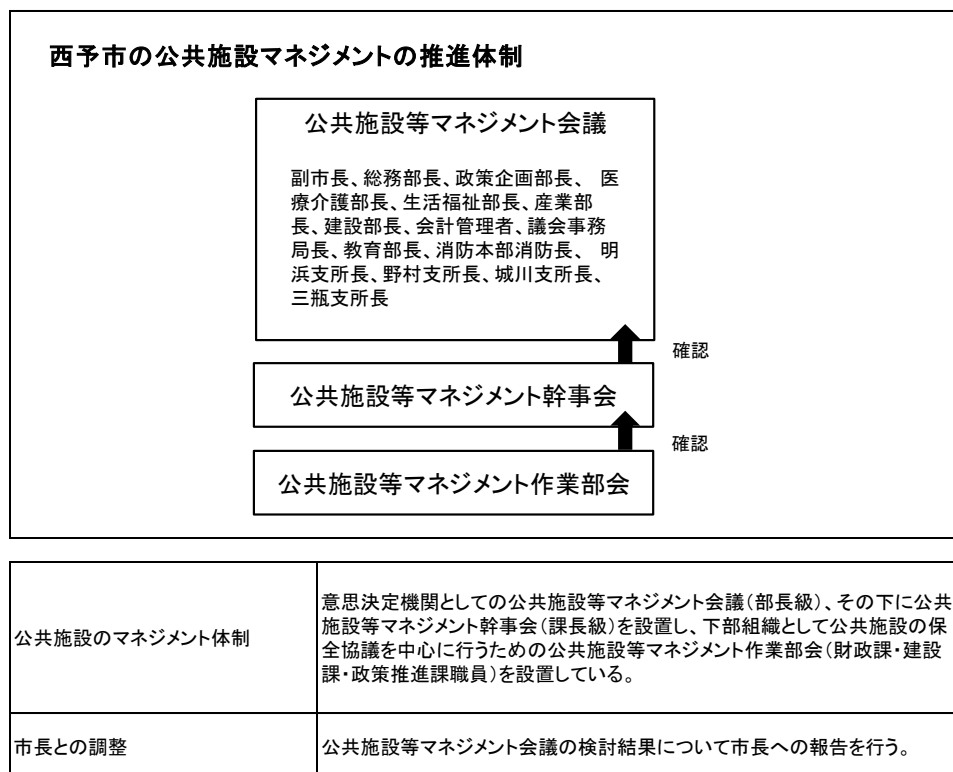
外部からの確認：議会、住民

参考文献：公共施設のしまいかた 学芸出版社 発行年 2019年11月20日

⑥ 庁内推進体制の整備

本計画を推進し、総合的にマネジメントするため、部長級で構成する「公共施設等マネジメント会議」と、課長級で構成する「公共施設等マネジメント幹事会」、財政課・建設課・政策推進課で構成する「公共施設等マネジメント作業部会」により、推進体制を整備します。

なお、施設の新築・増築の必要性や、改修工事を含む施設の整備水準やバリアフリー化、環境対応、管理運営手法等の事前検証については、公共施設等マネジメント会議で検討します。



2 長寿命化のための保全計画の策定

本計画で長寿命化を図るとしている施設数は 125 施設に及び、今後も適切に維持管理していくためには今後 40 年間で約 896.3 億円（ただし「検討」施設は除く）が必要と試算しています。

厳しい財政状況の中で、これら施設を適切に維持管理していくためには、中長期的な視点で財政支出の平準化やライフサイクルコストの縮減を図りながら、建物や設備の計画的な改修・更新等を進める必要があるため、予防保全の観点を含む「公共施設保全計画」を策定します。

3 地域経営を推進するための仕組の整備

地域課題が複雑・多岐に亘ると同時に、これまで以上にきめ細やかな取り組みが必要とされ、そのためには、行政と地域・住民がパートナーとなって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」が重要となります。

「地域経営の仕組みづくり」を推進するにあたっては、別途進めている「地域づくり活動センター」を地域活動の拠点施設に位置づけるとともに、地域が主体的に地域課題の解決に取り組むための地域計画（仮称）の作成や地域活動を支援する仕組みづくりを進めます。

一方、地域・地区の住民との対話と連携の推進を担う担当部署や各支所の地域振興担当部署が、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

4 受益者負担の適正化に向けての方針の整備

施設使用料等について、一部の施設を除いてこれまで抜本的かつ統一的な見直しを行っていないため、同種・同規模の施設間で施設使用料等の設定が異なっています。

このため、行政の役割と施設利用者の負担のあり方を明確にしつつ、使用料等で負担されるべき対象費用の基準設定などに取り組むとともに、施設の特性を反映した使用料のあり方を検討し、受益者負担の適正化を図ります。

5 市民協働を推進するための協議手法の検討

本計画は各施設の今後の方向性等を示したもので、今後、この方針に基づいて地域や関係者と協議し、合意形成を図ったうえで進めることにしています。

各施設の再編・再配置を検討する際には、地域の特性や実情に応じた協議の場を設け、地域ごとに説明をおこない対話を図りながら丁寧な取り組みを進めます。

6 交通網の再編

公共施設の再編・再配置により機能の集約化・複合化により市民サービスの向上や拠点化を図る一方で、これまでと比較して施設への距離が遠くなることが懸念されます。

公共施設の適正配置はまちづくりの重要な要素であることを踏まえ、市民と公共施設を結ぶ地域公共交通網のあり方について検討します。

7 地域防災計画の見直し

本計画の推進により、体育館や集会所等を避難場所に指定していた公共施設で、老朽化が進み安全性が危惧される施設については再編せざるを得ない場合も生じます。

その際、安全・安心を確保する観点から、改めて、既存の公共施設を活用するとともに、民間施設の協力を得て、避難場所を再指定するなど、地域防災計画の見直しを行います。

8 地域別適正配置計画の策定

本計画は個別施設ごとの方向性等を示しており、基本的にはこの方針に基づき適正配置を進めますが、その過程では施設・機能の再編によって、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。

また、各施設の方向性を示しているものの、実際の着手の場面では、すべての施設を一斉に対応することは財政的にも、人的にも困難なことから、優先順位を設けて、重点的な取り組みも必要になります。

そこで、計画期間内に重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、一次的な生活圏（旧町単位）を基本単位とした地域別適正配置計画を策定します。

策定にあたっては、地域・住民の皆様への十分な説明と対話を進めるなど丁寧に対応し、合意形成を図って進めます。

これらの推進事項は、本計画全体に関わる事項であるため、おおむね次のスケジュールを基本として推進します。

取組項目	年度スケジュール									
	R5年度 (1年目)	R6年度 (2年目)	R7年度 (3年目)	R8年度 (4年目)	R9年度 (5年目)	R10年度 (6年目)	R11年度 (7年目)	R12年度 (8年目)	R13年度 (9年目)	R14年度 (10年目)
(1) 公共施設マネジメントを推進する態勢の整備	再編・保全・管理運営・財産処分・活用等の体制整備			仕組みづくりに基づくマネジメントの推進						
(2) 長寿命化のための保全計画の策定	保全計画の策定			計画に基づく対応						
(3) 地域経営を推進するための仕組の整備	地域経営の仕組みづくり、			検討結果に基づき、順次、新体制に移行						
(4) 受益者負担の適正化に向けての方針の整備	使用料等の見直し検討			検討結果に基づく対応						
(5) 市民協働を推進するための協議手法の検討	市民・団体との協議手法の検討、協議の実施、協議結果に基づく対応									
(6) 交通網の再編	地域公共交通のあり方検討			検討結果に基づく対応						
(7) 地域防災計画の見直し	公共施設の再配置により、適宜地域防災計画の見直し									
(8) 地域別適正配置計画の策定	地域別適正配置の検討			検討結果に基づく対応						